

# 人事訴訟提起に関する注意事項について(改訂)

平成 28 年 2 月 17 日

京都家庭裁判所 人事訴訟係  
電話 075(722)7211(代表) 内線 314  
FAX 075(746)2860

## 第 1 秘匿情報について

- 1 人事訴訟において、秘匿を希望される情報がある場合には、裁判所への注意喚起のために、秘匿希望の理由を具体的に記載した上申書を提出してください。

上申書が提出されも、当然には裁判所でその情報を秘匿することはできません。書証など提出する際には、必ずその情報が提出書面などに記載されていないか、ご確認いただき、記載されている場合には、その情報をマスキングするなどしたものを提出してください。

※ 委任状の住所、年金分割の情報通知書、書証として提出された源泉徴収票や診断書、生活保護受給証明書等の住所欄にはご注意ください。

- 2 マイナンバーについて

※ 秘匿希望の有無に関わらず、マイナンバーは重要な個人情報です。裁判所に提出していただく書面等には原則として、マイナンバーの記載を必要としません。

※ 提出される書面等で特にその記載が訴訟手続上、必要でない場合には、マイナンバーの記載のない書面等を提出してください。

※ マイナンバーの記載のない書面等が入手できない場合には、同記載部分のマスキング処理を施した書面等を提出してください。

## 第 2 訴状を提出するに際し、再度ご確認ください事項について

- 1 訴状等の添付書類

- (1) 戸籍謄本（又は全部事項証明書）（人訴規則 13 条）

※ 戸籍謄本（又は全部事項証明書）については、(3)の書証とは別に添付書類として原本も提出してください。

- (2) 年金分割にかかる情報通知書の原本

※ 年金一元化に伴い、平成 27 年 10 月 1 日以降に作成されたものを提出してください。

- (3) 重要な書証の写し（民訴規則 55 条 2 項）

※ 重要な書証として、戸籍謄本（又は全部事項証明書）、暴力行為を主張しているときの診断書、養育費算定資料、判明している分与対象財産資料等については、早急に提出してください。

※ 書証を提出される場合には必ず、証拠説明書の添付をお願いします。

- 2 当事者の表示について

※ 人事訴訟は、戸籍の記載と密接な関わりがありますので、当事者の表示欄には必ず住所の外、「本籍」の記載をお願いします。

※ 外国籍の方の場合には、「国籍」を記載してください。

※ 当事者の氏名には、必ず「フリガナ」を付してください。

### 3 請求の趣旨について

#### (1) 遅延損害金の起算日について

※ 離婚に伴う慰謝料（離婚慰謝料）や金銭の支払いを求める財産分与を請求する場合の遅延損害金の起算日については、よく検討してください。\*

#### (2) 仮執行宣言の申立てについて

※ 離婚に伴う慰謝料（離婚慰謝料）や金銭の支払いを求める財産分与の場合、判決確定までは権利の具体的内容が形成されないため、判決において仮執行宣言を付すことは不相当とされています。

### 4 請求原因について

※ 離婚（離縁）訴訟の「請求の原因」については、民法上、どの離婚（離縁）事由に基づく請求なのかを条文を明記するなどして、明確に記載してください。

## 第3 人事訴訟とともに請求できる関連請求について

人事訴訟とともに請求できる請求は、人事訴訟法 32 条 1 項に定める附帯処分の外、「当該人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求」に限られています（人訴法 17 条 1 項）。当該請求が家庭裁判所の管轄に属する請求か否かについては、必ずご検討ください。

※ この要件に反して提起された訴えについては、管轄のある地裁又は簡裁に移送されることがあります。

## 第4 渉外人事訴訟について

1 訴えの提起に際しては、国際裁判管轄及び準拠法について十分にご検討の上、訴状にこの点に関する主張を記載してください（特に親子関係事件については、出訴期間などが準拠法により異なる場合があります。）。

2 被告が外国に居住しており、その住所が判明している場合、訴状、添付書類及び書証の各訳文が必要となります（被告が日本人の場合で、外国に居住している場合でも必要な場合があります。）。また、裁判所が作成する期日呼出状や判決の訳文も提出していただくこととなります。訳文が必要かどうか及び翻訳すべき言語については、送達先等によって異なりますので、書記官までお問い合わせください。

3 外国に住所等があった被告の所在が、不明の場合は、出入国管理記録（日本に入国している場合）の写しの提出が必要となります。

外国においてすべき送達について、公示送達を実施するためには、住所地の調査が必要です。予め国際スピード郵便（EMS 郵便）などを利用していただき、郵便物が所在不明等で返戻されてきたことが分かる資料を提出してください。

以上

---

\* 「訴状送達の日翌日」が起算日となり得るかどうかについては、よく検討してください。